

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年1月5日

坂戸市長 石川 清



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

坂戸市全域（個別プラン策定地域を除く）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年1月5日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 17 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

原則として、個別の人・農地プランが策定された地域において、プランに則り、中間管理事業の活用を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

- 直売所等での販売を推進し、地産地消を推進する。
- 農産物の加工品の販売、観光農園を推進する。
- 坂戸農畜産物のブランド化を推進する。
- 青年から定年帰農までの新規就農者を育成、企業参入を促し、担い手を確保するとともに賃借による農用地の利用を促進する。
- 入西北部地区及び中里地区において、多面的機能支払交付金の活用が始まり、農家・非農家が一体となって農地保全に取り組む枠組みが作られたことから、今後、この枠組みを発展させ、地域農業の将来像を検討可能な体制が構築されるよう支援を行っていく。